

【概要】令和6年度 新潟市空き家活用推進事業（案）

令和6年度 予算70,000千円

趣旨 空き家の有効活用等を促進するため、空き家の利活用を行う場合にその費用の一部を補助します。

活用タイプ		申請者	用途	補助対象経費	補助率・上限額	制度のイメージ
福祉活動	—	福祉事業者・所有者等 ※用途毎に異なる ※詳細は要領による	地域の茶の間 高齢者シェアハウス 障がい者グループホーム 子ども食堂等	リフォーム工事費	1/3・100万円 ※耐震改修を行う場合 200万円	<p>【福祉事業者等】 福祉で活用 工事費</p>
	活用	自治会・NPO団体等 ※詳細は要領による	地域の集会場等 ※営利目的でないもの	リフォーム工事費 外構整備費	1/3・100万円 ※耐震改修を行う場合 200万円	<p>【自治会等】 工事費 解体費 外構費 活用 跡地活用</p>
跡地活用	地域農園等 ※営利目的でないもの		空き家の解体費 外構整備費	1/3・50万円		
移住定住	—	県外から移住し 住替えのため 空き家を取得 する方 ※詳細は要領による	住宅	空き家の購入費 リフォーム工事費 ※片方でも両方でも可能	<p>（購入・リフォーム共） 1/2・100万円 ※併用時最大200万円</p> <p>拡充</p> <p>【県外からの移住者】 移住 購入費 工事費</p>	
住替え	一般世帯	住替えのため 空き家を取得 する方 ※詳細は要領による	住宅	空き家の購入費	1/3・30万円	<p>【一般世帯】 住替え 購入費</p>
	子育て世帯			空き家の購入費 リフォーム工事費 ※片方でも両方でも可能	<p>（購入） 1/2・100万円 （リフォーム） 1/2・25万円 ※併用時最大125万円</p> <p>拡充</p> <p>【子育て世帯】 住替え 購入費 工事費</p>	
跡地活用	—	未接道地を 購入する方 ※詳細は要領による	跡地の活用 ※隣地と一体利用など	未接道地の購入費 空き家の解体費 ※法人は解体費のみ	1/3・50万円	<p>未接道地 空家 道路 跡地活用 購入費・解体費 解体費</p> <p>【個人】 【法人】</p>